



このコーナーでは、皆さんからお寄せいただいた「町への手紙」の一部とその回答を掲載します。なお、スペースの関係で質問の内容は一部簡略化させていただきます。

Q 自由に利用できる児童館の整備の要望について

雨の日や暑い日など外で遊べないので、児童館の様に自由に出入できる公の室内場を作ってください。サークルなどに入っていないかたり、予約制だと、その日の天気により使えないので、自由に開放が出来る場所を検討してください。(田島・女性)

A 今後、計画のなかで研究・検討していきたいと思います

現在の町の状況は、児童館として東部児童館が設置されています。東部児童館は、東小学校の南側(旧東保育園)で、学童保育所と併設で使用されています。児童厚生員が平日の午後2時ごろの出勤となっておりますので、午後2時から午後5時の間は自由にこ

利用できます。また、午前中についても、事前に申し込みいただければ使用できるようになっていきます。

ご意見にありました自由に利用できる児童館の整備については、財政運営も考えなければなりませんので、現段階ではまだ未定となっております。また、明和保育園内にある子育て支援センターについても、相談業務やサークル活動等を優先させていただいており、現在のところ自由開放は実施しておりません。

児童館は、今まで需要が少ないこともあり、午前中は開けていませんでしたが、今後そうした要望が多くなれば午前中からの開館も検討していきたいと思います。建物については、現在の施設でも午前中が小さな親子、午後が学童保育所として、活用していくことは十分可能と思われると思います。

なお、現在町では今後10年

間の総合計画「新めいわ創造プラン」、次代を担う子どもたちをいかに育成していくかを示す「次世代育成支援行動計画」の策定に取り組んでおります。計画の中でも、児童館および類似施設のあり方、児童館を含めた既存の施設のより有効な活用方法等について研究・検討し、ご要望に応えられるよう取り組んでいきたいと考えています。(保健福祉課)

Q 町長の就業規則・給与等の支払い規程について

明和町における町長の「就業規則」および「給与等の支払い規程」についてお聞かせください。(中谷・男性)

A 町長には、民間でいう就業規則はありません。また、給与については勤務時間の概念が

ないため、職が存在する限り支給されます

町長は地方公務員法の規定による特別職であり、地方公務員法の適用がなく、このため一般職の職員のような「職務の規程」(民間の就業規則)はありません。

このように町長には勤務時間(休日等)の概念がなく、すなわち1年365日毎日町長(職)であるということです。これは町長という「職」が民間でいうところの「代表取締役社長」と同様で「労使の関係」でも「使」に相当するものであり、民間でも社長の就業規則はないのと同様です。

また、給与については町の条例で金額等が定められておりますが、勤務(時間)に対する給付ではなく、「町長職」の在職に係るものですので、先程説明しましたが、勤務時間の概念がないため、給与は職が存在する限り支給されます。ただし、職員と同様な趣旨で支給される通勤手当については勤務(登庁)実績のない期間は支給されません。なお、これは当町のみの規定ではなく、特別職という職の性質(存在)が地方公務員法により規定されているた

めです。(町長は住民の直接選挙による公選職です)(総務課)

Q 明和町における町長不在時のリスク管理規定について

町長不在のため「職務代理者」として助役名で各種通知が發送されていましたが、不在期間についての規定はありませんか。

また、ない場合において、職務復帰の回復の見込みがない場合において、新たに町の代表を選ぶ規定はありますか。(中谷・男性)

A 地方自治法に「長の職務の代理」の規定があり、これに従って所用の措置を講じました

町長不在時の取り扱いは、地方自治法に規定があり、この中で詳細に「長の職務の代理」について規定されており、これに従って所用の措置(職務代理者の設置)を講じました。

なお、「欠けた場合の取り扱い」は公選職であるため公職選挙法により50日以内に選挙となります。(総務課)